

京都市まちかどヘルスチェック実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、働き盛り世代の市民等の健康増進を目的として実施する「まちかどヘルスチェック（健康測定会）」について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本市職員の保健師等が駅や商業施設、市内中小企業の事業所（以下、「事業所」という。）等に出向し、健康測定、結果説明及び生活習慣のワンポイントアドバイス等を行うことにより、働き盛り世代の者が自身の健康状態に気づき、健康に関心を持つきっかけを創出し、健康意識の向上や行動変容の促進、生活習慣病の予防及び健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、京都市保健所とする。

(実施内容)

第4条 事業の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 駅や商業施設等における健康測定会

通勤等で気軽に立ち寄ることができる駅や、働き盛り世代が多く利用する身近な商業施設等に出向し、実施する。

(2) 事業所における健康測定会

事業所からの依頼に基づき、本市職員の保健師等が事業所等に出向し、実施する。

なお、対象は、従業員が5人以上50人未満の事業所とする。

(実施方法)

第5条 事業の実施方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課（以下「健康長寿企画課」という。）は、前条に基づく事業の実施に当たり、各区役所・支所保健福祉センター健康長寿推進課と連携する。

(2) 事業の周知にあたっては、働き盛り世代の者がより多く参加できるよう留意するものとする。

- (3) 事業の実施にあたっては、体組成、血管年齢、推定野菜摂取量等の測定及び保健師等専門職による結果説明及び生活習慣のワンポイントアドバイス等を実施するものとする。
- (4) 事業実施とあわせて、アンケートその他の手法により事業評価を行い、継続的に事業の改善を図るものとする。

(実施報告)

第6条 事業に従事した者は、事業実施後速やかに別に定める様式により健康長寿企画課に報告しなければならない。

(情報共有)

第7条 健康長寿企画課は、前条の報告をとりまとめ、各区役所・支所保健福祉センター健康長寿推進課と情報共有する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、事業所管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。